船橋市サッカー協会 第一種委員会 運 営 規 定

2024年10月10日 【改訂第21版】

船橋市サッカー協会第一種委員会 運営規定

第 1 条【運 営】

1 船橋市サッカー協会第一種委員会は、以下の構成員による運営委員会によって運営される。 *運営組織図については別途参照

- ① 委員長 -----1名
- ② 副委員長(強化/審判/大会運営(一般・シニア) -- 各1名
- ③ 強化部 -----1~5名
- ④ 審判部 -----1~5名
- ⑤ 大会運営部 ------6名 ※秋季大会のブロック運営委員は各ブロック3名とする。
- ⑥ 事務局 -----1~3名
- ⑦ 顧問 -----1~3名
- 2 運営委員会は、特別な場合を除き毎月1回(第1日曜日18:00~)開催される。
- 3 運営委員会を欠席する場合は、必ず委任状を提出しなければならない。
- 4 ⑤大会運営部の任期は、当年度8月~翌年度7月までとする。
- 5 運営委員の選任、解任については以下とする。

選任について

・秋季大会前に開催される代表者会議に於いて各ブロックで代表 1 名、副代表 2 名を選任することとする。

解任について

・運営委員が次のいずれかに該当する場合には、運営委員会での審議のもと解任することができる。

また、解任後の人員の補充については、各ブロック代表者同士の話し合いの下、減員分の補充を可能とする。

- ①任期中にチームが解散となり、運営委員も他のチームでの活動を行わない場合。
- ②運営委員としての責務を果たせない場合。(入院、職務怠慢など)
- ③不正行為や定款又は法令に違反する行為。 (反社会的勢力との関わりと法令違反も含む)

第2条【登録】

- 1 選手及び加盟団体(以下、チームという)の登録は、定められた期日及び様式をもって行い、有効期間は年度終了までとする。
- 2 登録条件は「附則 船橋市サッカー協会第一種委員会 加盟団体登録要項」による。
- 3 選手の追加登録は所定の様式をもって随時行うこととする。ただし、出場資格は定められた 登録料が指定口座に入金され、所定の手続きを完了した時点で発生する。
- 4 登録内容に変更が生じた場合は、所定の様式をもって速やかに第一種委員会事務局へ届けなければならない。また登録内容に虚偽の部分があった場合は、該当チームの当年度の登録を抹消すると共に、当年度内における全ての権利は消滅する。

5 登録選手は所属団体が当該大会へ出場しない場合に限り、他の登録団体の選手として 大会に出場することができる。

第3条【ユニフォーム】※シニアの部は、競技規則に準ずる※シニアのみのローカルルール

- 1 ユニフォームは、フィールドプレーヤーとゴールキーパーのそれぞれが、正・副2種類を 用意しなければならない。
- * 試合前にユニフォームの色が事前に話合われていた場合で不測の事態の備え、試合 当日は必ず正・副2種類を用意しなくてはならない。

【不測の事態とは】

- * 急遽、予定されていた色のユニフォームが揃わず、色が被ってしまった場合。
- * ゴールキーパーの負傷によりフィールドプレーヤーとゴールキーパーが代わる場合。
- ・フィールドプレーヤーがゴールキーパーとして交代する場合、<u>同じ背番号の色違いの</u> **ユニフォームを着用**すること。元々ゴールキーパーが着用していたユニフォームと色が 異なっても可とする。
- ●上記が備えらず、不測の事態が起きてしまった場合には試合前ではれば無効試合とし 不戦勝、不戦敗扱いとする。
 - また試合中の場合でも同様にその時点で試合は打ち切りとし、途中経過に関わらず、備えられなかったチームを不戦敗とする。
- 2 ユニフォームは、シャツ・パンツ・ソックスの正・副それぞれが明確に区別のできる異色のものとする。また、異色のものであっても、以下のような同色系の組み合わせは認めない。 〈組み合わせ例〉白とグレー、赤とエンジ、赤とオレンジ、黄とオレンジ、青と紫、青と水色、青と紺 等
- 3 ユニフォーム(シャツ)の色は、審判服との混同を防ぐため、黒および紺は使用不可とする。 ただし、パンツ、ソックスについてはこの限りではない。
- 4 ユニフォームには、はっきりと確認できる背番号をつけること。背番号のない選手または背番 号の確認が困難な選手の出場は認めない。また、**胸番号及び腰番号をつける場合は、全て** 同一の番号でない場合の出場は認めない。
- 5 ユニフォームはシャツ、パンツ、ソックスを着用し、それぞれ以下のとおりとする。
 - シャツ:同一デザインのもの^注を着用すること。
 - <注>同一のものとは、以下の全てが同一のものを意味する。
 - -色及び配色
 - -襟の形状(襟の有無、デザイン等)
 - -袖の形状(袖のデザイン等) ※長袖と半袖の混在は除く
 - -シャツ全体のデザイン(ラインの有無、縞模様の幅や本数)
 - -ロゴ(チームロゴやメーカーロゴ等の位置、色、大きさ等)
 - ・パンツ:同色のものを着用すること。(ただし、ラインの有無やデザインの違いは問わない。) ※船橋市サッカー協会のみのローカルルール
 - ・ソックス:同色のものを着用すること。(ただし、ラインの有無やデザインの違いは問わない。)※船橋市サッカー協会のみのローカルルール
- 6 前項5のシャツについて、メーカー側の都合等で同一のものを用意できなくなった場合は、同一デザインでないシャツの使用について運営委員会へ申請し、特に認められた場合に限り使用できることとする。ただし、3 種類以上のデザインの使用は認めない。
- 7 半袖シャツおよびパンツの下に着用するインナーについては、以下のとおりとする。
 - ・インナーシャツ: 半袖の主たる色と同色<u>または白か黒で統一して着用可</u>。 長袖のユニフォームと半袖+インナーシャツが混在する場合には どちらかに統一すること。

インナーパンツ:着用する色は問わない。※船橋市サッカー協会のみのローカルルール

第 4 条【大 会】

- 1 当委員会が主催または主管する大会は以下のとおりとする。
 - ①春季市民体育大会(一般の部、シニアの部(O-40、O-50))
 - ②船橋選手権サッカー大会(一般の部、シニアの部 O-40)
 - ③秋季市民体育大会(一般の部、シニアの部(O-40、O-50))
- 2 各大会への参加は、当年度に加盟登録したチームおよび選手とする。また、各大会の概要等は以下のとおりとする。
 - ➤ 一般の部は希望するチームおよび選手とし(選手権に限り前年度の選手権大会および秋季市民大会の成績優秀チーム)、シニアの部 O-40は希望するチームかつ当年度内に満35歳以上になる選手、O-50は満47歳以上になる選手が参加できる。
- ①船橋市春季市民サッカー大会
 - 試合形式は、ノックアウト方式とする。
 - •これ以外の条件等は、大会実施要項、競技規則および運営細則に規定する。
- ②船橋市サッカー選手権大会
 - 試合形式は、ノックアウト方式とする。
 - これ以外の条件等は、大会実施要項、競技規則および運営細則に規定する。
- ③船橋市秋季市民サッカー大会
 - 試合形式は、1回戦総当たり方式とする。
 - 一般の部は F1、F2、の 2 ブロック、シニアの部は FS1-40、FS2-40 の 2 ブロック及び FS-50 の1ブロックで構成される。
 - これ以外の条件等は、大会実施要項、競技規則および運営細則に規定する。

第 5 条 【審判員】※シニアの部は、競技規則に準ずる ※シニアのみのローカルルール

- 1 審判は、以下のとおり行うこととする。
 - ① 審判員は、試合を行うチーム以外の2チームより各2名の計4名を選出する。
 - ② 一方のチームの2名は主審と第4審判、他方のチームは副審を担当する。
 - ③ 主審については有資格者が行う。また、副審、第4審判についても有資格者が好ましい。
 - ④ 審判の割り当てについては、各ブロックで決定する。
- 2 審判員は、主審、副審とも審判服(黒:シャツ、パンツ、ソックス)を着用しなければならない。
- 3 半袖の審判服(シャツ)の下に長袖を着用する場合は、黒を着用すること。
- 4 審判員は必ず必要な用具(ホイッスル、カード、フラッグ、時計等)を使用する。
- * ホイッスルについて通常ホイッスルを推奨するが、電子ホイッスルも可とする。 但し、電子ホイッスルの使用については不測の事態に備え必ず予備を用いた上で 使用すること。

【不測の事態とは】

- ・電池切れで使用できない場合。
- •何かしらの接触不良、故障により使用できない場合。
- 5 これ以外の条件等は、大会実施要項、競技規則および運営細則に規定する。

第6条 【罰則

- 1 船橋市サッカー協会第一種委員会が制定した、全ての規定類に反する行為があった場合はチーム警告の対象とし、改善が認められない場合は、運営委員会にて審議の上、当年度のリーグ戦の勝点を減点(-3)とする。
- 2 当年度内に3回のチーム警告を受けた場合は、当年度の登録を抹消とするとともに、該当 チームの当年度における全ての資格及び権利は消滅する。また、特に悪質と認められる 場合は、運営委員会にて審議の上処分を決定する。
- 3 チーム警告の有効期間は当年度内とする。

※チーム警告、対象例

- ・試合開催日5日を過ぎてからの棄権。
- 試合時間及び審判時間への遅刻及び放棄。
- ・競技規則、運営規則に反し、運営委員からの再三の注意にも改善が認められない場合。

第 7条【試合の方法】

- 1 (財)日本サッカー協会制定の競技規則による。
- 2 試合時間は一般の部60分、シニアの部50分とする。
- 3 交代人数は無制限とする。ただし、出場選手は試合開始前に提出するメンバー票に記載された選手でなければならない。

第8条【試合の成立】※シニアの部は、競技規則に準ずる※シニアのみのローカルルール

- 1 出場選手は、船橋市サッカー協会に登録された選手であり、大会毎に提出する参加申込書に記載された選手または当年度に船橋市サッカー協会第一種委員会に登録されていない選手で追加登録手続きを終了した選手に限る。
- 2 1チーム7名以上にて試合成立とし、試合開始時間に選手が揃わない場合は、該当チームを棄権とみなす。
- 3 メンバー票は試合開始時間前までに担当審判へ提出する。メンバー票が提出されない 場合は該当チームを棄権とみなす。
- 4 試合を棄権する場合は、必ず試合の5日前までに、対戦チーム代表者、審判チーム代表 者及び運営委員長(秋季大会はブロック運営委員)に連絡する。
- 5 試合の棄権は当年度内2回限りとし、3回目の棄権は認めない。3回目の棄権した場合は、 特段の悪質とみなし厳罰対象を重くし、運営委員会で審議し、処分を決定する。

第 9条【試合球】

- 1 試合球は、(財)日本サッカー協会検定球(5号球)とする。
- 2 試合球は、1試合につき各チーム2個ずつ持ち寄り、主審が決定する。

第10条【警告・退場】※シニアの部は、競技規則に準ずる※シニアのみのローカルルール

- 1 同一大会で累積 2 回の警告を受けた者は、次の公式戦1試合を出場停止とする。 なお、累積警告の有効期間は、当該大会期間中とする。
- 2 主審により退場処分を受けた者は次の公式戦1試合を出場停止とし、その効力は年度・ 大会に関係なく有効とする。また、その後の処分については運営委員会にて審議の上 決定する。

第11条【報告書】

1 会場報告書及び審判報告書は運営委員が取りまとめの上、試合翌日までに大会運営事務 局に送付する。

利用者名簿&メンバーシートについては各運営委員で試合翌日から1ヶ月保管し、保管期限後については、適正な方法にて処分すること。

- 2 以下の場合については、大会運営事務局及び大会運営委員長へ翌日までに送付する。
 - ◎警告及び退場選手があった場合。
 - ◎チーム警告に値する行為があった場合。
 - ◎特に報告の必要があると判断した場合。

第12条【試合の運営】

- 1 試合の運営には、各チームは各ブロック運営委員及び運営委員会に協力し、当該年度内に全日程を終了させる。
- 2 各会場に於ける設営、撤去は運営ガイドラインに沿うものとする。
- 3 各会場に於ける感染症対策については、感染症に対する基本的な感染対策(開催制限、施設の使用制限など)については、サッカー協会特別措置に準ずるものとする。

第13条【その他】

1 船橋市サッカー協会第一種委員会が制定した、全ての規定類によらない場合においても、 著しい不正行為等があった場合は、運営委員会で審議しその処分を決定する。

船橋市サッカー協会第一種委員会 加盟団体登録要項

第1条【登 録】

- 1 加盟団体(以下、チームという)登録及び選手登録は、定められた様式及び期日までに行い、当年度末日まで有効とする。
- 2 登録受付は、前年度登録チームを優先に、新規チームを含めた 90 チームを上限に行う。 但し、前年度以前に登録抹消になったチームは、新規チームと同様の扱いとする。
- 3 募集チーム数に達しなかった場合、その後の追加募集については運営委員会で決定する。

第 2 条 【登録条件】

チーム及び選手の加盟登録は、以下の条件を満たしていなければならない。

- ① チームの名称は、他と区別できる明確な名称であること。
- ② チームの名称には、船橋市以外の地名や地域名等を使用しないこと。 (船橋市内の企業等を母体とするチームは対象外)
- ③ 代表者若しくは第2連絡者は船橋市在住とし、チームの所在地は、船橋市内であること。
- ④ チームの代表者は、その氏名、住所、電話番号及び緊急連絡先を明らかにすること。 また、<mark>添付ファイルの受信が可能な E-mail の利用環境を整える</mark>こと。
- ⑤ 全ての選手は中学校卒業以上であること。
- ⑥ 登録する選手の<u>7名以上が船橋市在住・在勤・在学または船橋市内の小中学校の</u> いずれかを卒業であること。
- ⑦ 登録チームは、S4 級以上の公式審判員を3名以上帯同すること。
- ⑧ 団体登録申請の誓約書は内容について熟読し理解した上で、承認すること。
- ⑨ 登録選手全員が、**傷害保険に加入**していること。
- ⑩ ユニフォームは、船橋市サッカー協会第1種委員会**運営規定第3条**によること。

第 3 条 【登録費用】

登録料は以下のとおりとする。また、選手の資格は登録料の納付の確認をもって発生する。

チーム登録料 ¥5,000 選手登録料 ¥1,700×登録選手数 1. 船橋市サッカー協会 第一種委員会 運営規定 第16版は下記4名の協議の上、第一種委員会委員長 西川智氏の承認の下、令和3年10月13日より実施。

協議者: 一般大会委員長 中村 匠太、シニア大会委員長 水島 豊 第1種委員会事務局長 吉田 友則、運営事務局 向田 直行

- -運営委員組織図の追記。
- ーシニアローカルルールが発生する条項に対し、シニア競技規則に準じる旨の追記。
- -第4条【大会】2項へ、大会参加資格についての明確化及び追記。
- -第5条【審判員】2項、審判服は黒:シャツ、パンツ、ソックスとする旨の追記。
- 一第6条【罰則】1項、改善が認められない場合、運営委員で審議の上、減点とする旨に変更。
- -第7条【試合の方法】2項、シニアの試合時間の追記。
- -第9条【試合球】2項、試合球は1チーム1個より2個持ち寄りに変更。
- -第11条【報告書】1項、新型コロナウイルス蔓延防止により従来のメンバー表ではなく、利用者名簿&メンバーシートを提出。当用紙については各運営委員が試合翌日より1ケ月保管後の処分とする旨へ変更。
- -第12条【試合の運営】2項を各会場における設営、撤去は運営ガイドラインに沿うものとするに変更。
- -第 12 条【試合の運営】3 項に各会場に於ける新型コロナウイルス感染対策については、コロナガイドラインに沿うものとすると追記
- 2. 船橋市サッカー協会 第1種委員会 運営規定 第17版は、令和4年2月6日に ZOOM にて開催され た運営委員会於いて、下記を目的として可決、変更とする。
 - ー附則、第二条③ 文面の解釈により誤認が生じる可能性がある為、文面の明確化。
 - ー附則、第二条⑥ 第一種委員会としての増益、加盟チーム数の増加を図る為に、加盟条件をチームに 半数以上の船橋市在住・在勤・在学を試合が行える最低出場人数に合わせた7名以上に変更。
 - ー附則、第二条® 2022 年度より従来団体登録フォームを Google フォームへの移行することにより 署名・捺印が無くなった旨の文面の削除。
- 3. 船橋市サッカー協会 第1種委員会 運営規定 第18版は、令和5年1月15日に二和公民館で 開催された運営委員会於いて、下記を目的として可決、変更とする。
 - -第1条【運営】5項 運営委員の選任、解任を追記。
 - -第4条【大会】1項 2023 年より実施される O-50 カテゴリーの追記に伴い、シニア部も O-35 と O-50 対象年齢の記載を追記 2項③ 2022 年秋季大会の一般が 2 リーグ開催の為、F3 リーグの削除。
 - 第5条【審判員】1項④ 試合前に於ける審判 ID の確認の削除。
 - -第6条【罰則】チーム警告内容を追記。
 - -第8条【試合の成立】5項 登録チーム数が減少傾向にあり、従来の棄権2回で抹消とせず、 運営委員会への持ち帰りとする。

- 4. 船橋市サッカー協会 第一種委員会 運営規定 第19版は、令和6年1月14日に高根台公民館で 開催された運営委員会於いて、下記を目的として可決、変更とする。
 - ーシニアリーグO35のカテゴリーを県リーグに合わせO40カテゴリーへ変更とする。 但し、この変更はチーム事情なども鑑み名称のみの変更とし、年齢規定については現段階では 変更しないものとする。
 - -親協会の提出書類に合わせ第1種委員会を第一種委員会と算用数字から漢数字へ変更する。
 - -第4条【大会】2-③船橋市秋季市民サッカー大会について、O50発足に伴い、O40のカテゴリーをFS1-40、FS2-40としO50をFS-50とする。
 - -2023年6月26日各チームへの通達『船橋市第1種委員会サッカー競技大会一部ルール改正について(通知)』に基づき、第12条【試合の運営】3項に各会場に於ける新型コロナウイルス感染対策については、コロナガイドラインに沿うものとする。を削除。 但し、将来的にも感染症の懸念は残る為、『各会場に於ける感染症対策については、感染症に対する基本的な感染対策(開催制限、施設の使用制限など)については、サッカー協会特別措置に準ずるものとする。』
- 5. 船橋市サッカー協会 第一種委員会 運営規定 第20版は、令和6年3月3日に高根台公民館で 開催された運営委員会於いて、下記を目的として可決、変更とする。
 - -第8条【試合の成立】5項 棄権の回数を2回より3回へ緩和する。
- 6. 船橋市サッカー協会 第一種委員会 運営規定 第21版は、令和6年10月6日に高根台公民館で 開催された運営委員会於いて、下記を目的として可決、変更とする。
 - -第3条【ユニフォーム】1項に正・副ユニフォーム及び不測の事態を追記
 - -第5条【審判員】4項に電子ホイッスル及び不測の事態を追記